

## 第44回 青森県環境審議会

日時：令和6年2月22日（木） 13：30～15：10

場所：東奥日報新町ビル3階 催事場C

（司会）

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます、環境政策課課長代理の櫻田と申します。よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認させていただきます。

お手元の一覧と合わせて御確認願います。まず、次第、環境審議会の委員名簿、裏が県の出席者名簿になっております。席図、それから諮問書の写し、これがまず本日配付資料としてテーブルに配付されているかと思えます。それから本日の諮問案件の資料、こちらはいずれも事前に送付しておりますが、確認させていただきます。諮問案件（1）の資料としまして、資料の1-1から7まで、参考資料。それから案件（2）の資料としましては、資料の2-1、2-2及び参考資料。それから案件（3）の資料としまして、資料の3-1、3-2それから参考資料、案件（2）（3）2つの共通の資料としまして、水質用語解説、こちらを送付しております。お手元でございますでしょうか。

それから本日配付資料としまして、諮問案件（1）の参考資料の追加配布分として、A4横の1枚、諮問案件（3）の資料としまして、正誤表がA4縦の資料1枚、本日報告案件の資料としまして、資料の4、4-1から4-5まで一緒になったものを本日配付しております。

不足等ありましたらお知らせください。大丈夫でしょうか。

本日、隣の部屋が、今、皆様お気づきのとおりフォーラムということで、同じ時間に開催されますので、ちょっと音が入ってくるかもしれません。ご質問等のご発言の際はマイクをお持ちしますので、マイクが届いてからご発言されるようにご留意いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

それではただ今から第44回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして環境生活部長の館からご挨拶申し上げます。

（館部長）

環境生活部長の館と申します。本日はお忙しい中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。また委員の皆様には常日頃から、環境行政をはじめ県政全般にわたりまして、ご理解とご協力を賜っております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、次第にありますとおり、諮問案件といたしまして、

前回12月の審議会でご説明し、皆様から様々なご意見をいただきました「青森県環境総合プラン（案）」を含む3件についてご審議をいただくこととしてございます。また、報告案件といたしまして、「青森・岩手県境不法投棄事案」について、今年度実施いたしました地下水の浄化対策の結果や、今後の対応についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

（司会）

続きまして本日の会議の成立についてご報告申し上げます。会議の成立は青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となります。本日は全委員31名中、会場出席が18名、オンライン出席が5名、合わせて23名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては「青森県附属機関に関する条例」に基づきまして、会長が議長となって会議を進めることになっております。これからの議事進行につきましては川本会長にお願いします。会長、よろしくお願ひいたします。

（川本会長）

それでは次第に従いまして会議を進めます。会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

はじめに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は猪股委員と大津委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次に本日の諮問案件についてですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

本日は「青森県環境総合プラン（案）」について、2点目としまして「令和6年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について、3点目、「令和6年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について、3件の諮問を受けております。

それでは諮問案件（1）「青森県環境総合プラン（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

環境政策課長の上村です。私から環境総合プラン（案）についてご説明をします。

先ほど部長挨拶にもありましたけれども、このプランについて、前回12月の審議会でお示した素案に対して、委員の皆様から多くのご意見をいただきました。ありがとうございました。また、12月から1月にかけて実施したパブリックコメントにおいても、県民の皆様から様々なご意見をいただいたところですので、いただいたご意見の反映、そしてその他、事務局における見直しも含めて、プラン（案）として取りまとめをいたしましたのでご説明をいた

します。

プランに関する資料、1-1から1-7までたくさんあるので、このうち時間の都合上、資料1-2、これは修正内容対照資料ということで、素案と案を対照表のように並べて作っています。この資料1-2と、それから資料1-6、これは審議会委員の皆様からの意見等への対応の資料です。この2つの資料を使って説明したいと思いますので、並べてご用意いただければと思います。

まず資料の1-2、修正内容の対照資料の方ですけれども、表紙をめくっていただいて1ページ目をご覧ください。めくって上側の方が前回お示しした素案、そして下側の方が今回の修正後のプランの案となっております。その中の赤い文字になっている部分が、今回修正を加えた場所となっております。以降のページも同じような作り方で資料を作成しております。

では具体的にどういう意見を踏まえてどう直したか、というところを説明していきます。

最初の全体の体裁についての修正です。もう一方の資料の1-6の2ページ目をご覧ください。意見No.2から4のとおり鈴木拓也委員から、「県民に読んでもらえる分かりやすい計画にしていきたい」等の意見をいただきました。これを受けて、プラン全体にイラストやコラム、それから専門用語についての注釈などを追加し、できるだけ分かりやすくなるように修正を加えております。

次に各章ごとの個別の修正についてです。第1章の「基本的事項」に関しては、同じく鈴木委員からのご意見を踏まえ、1の「策定の趣旨」、2の「位置付け」部分の記載を修正しています。

資料の1-6の3ページ目、意見No.8の部分をご覧ください。委員からのご意見、1行目からの後半からになりますけれども、「個別計画に掲げる主要施策を体系的に示すものとなっており、環境計画が個別計画に掲げられている内容をまとめたものと理解しました。環境総合プランは、将来を見据え、これから必要となる環境政策の方向性等を網羅しつつ、青森県の抱える環境問題に総合的な観点から解決を図るための考え方や取組をまとめた方がよいのではないのでしょうか」といったご意見をいただきました。

これに対する県の考え方を右の回答のところに記載をしています。環境総合プランでは、2040年のめざす姿として基本目標「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を掲げ、基本目標達成に向けた社会像を3つ示すことにより、中長期的な本県における環境政策の基本的な方向を示しています。めざす姿に向けた5つの政策の柱として、SDGsの考え方などを活用しながら、分野横断的に施策を展開していくこととしています。

そこで資料の1-2、新旧対照の方のプラン本体を見ていただきたいのですが、1の「策定の趣旨」のところ、最後のポツの部分について赤く塗っているところに修正を加えております。「こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題を踏まえ、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、『青森県環境総合プラン』を策定するもので

す」というふうに修正しております。

また、右側の2の「位置付け」についても、一番最初のボツに、ここは赤にはなっていないけれども、条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための計画ということをもまず述べた上で、3つ目のボツとして、「中長期的視点に立った、めざす姿とその達成に向けた施策の方向性を明らかにし、共有することにより、各施策を行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携・協働して推進するもの」という記載を加えたところです。

次にプランの方2枚めくって3ページ目をご覧ください。3ページ目は第2章「環境を取り巻く状況」についてです。

この記載方法については、上の方に素案の段階が載っていますけれども、世界・国内・県内の状況という分け方で記載をしていましたが、資料1-6の4ページ、委員の意見No.11になりますけれども、同じく鈴木委員から、「分野ごとにまとめた方が分かりやすい」というご意見をいただきましたので、プランの案のとおり構成を見直しております。

1として「地球温暖化と気候変動」、それから4ページ目になりますけれども、2として「循環型社会」、そして5ページ目になりますが、3として「自然環境・生物多様性」、そして4として次のページ、「その他社会情勢の変化」というふうに内容を整理し直しました。

次にプランの8ページ目をご覧ください。第3章「2040年のめざす姿」、この2として「SDGs・地域循環共生圏の考え方の活用」の部分です。意見No.12、資料の1-6の方ですけれども、鈴木委員から「地域循環圏の概念は、政策を進める上で重要になる」とのご意見をいただき、それを踏まえ、元々あったSDGsに加えて地域循環圏というものも加えて、この考え方を取り入れていく旨記載を追加したところです。

次にプランの9ページをご覧ください。なおページが素案と案でズレてきますので、修正後のプランの案の方のページでお示ししていきます。9ページ目です。

第4章「政策・施策の体系」、1「めざす姿に向けた5つの政策」のところですが、このうち最後の政策のVのところですが、政策名にアンダーラインで示していますが、「各主体との連携・協働の推進」を追加するとともに、その下の説明部分も赤字の部分を追加しています。

この修正については意見No.24、資料1-6の11ページになりますけれども、鈴木委員の意見を踏まえたものです。委員からは「SDGsの目標17のパートナーシップで目標を達成しようと、こういうものは全ての施策に関連していることから、連携という言葉を加えた方がよいのではないか」というご意見をいただきました。これを受けて政策Vに「連携・協働の推進」という言葉を加えたところです。

次にプランの方の11ページをお開きください。第5章「政策・施策の展開方向」についてです。政策のI、カーボンニュートラルの関係ですが、左側「現状と課題」の最後の黒丸のところを修正しています。この部分の修正は、意見No.13番、資料1-6の4ページ目ですけれども、鈴木委員の意見を受けたものです。委員からは「施策内容が簡潔な内容にとどまっており重要性が理解しにくい。課題を解決するためにどのような計画を立て、何に力を

入れて取り組んでいくのかを分かりやすく表記すべき」との意見をいただきました。

これを受けまして、個別計画のある分野の政策については、当該計画における重点取組等の内容をプランに記載することにより、施策の重要性をより分かりやすくしたところです。このプラン11ページの施策1「温室効果ガスの排出抑制対策の推進」の部分に関しては、県の地球温暖化対策推進計画において、赤い文字で記載のとおり、「脱炭素社会の実現を目指し、『徹底した省エネルギー対策の推進』、『再生可能エネルギー等の導入拡大』、『吸収源対策の推進』、『環境教育・県民運動の推進』の方針の下に施策を推進していく」という旨記載を加えています。

合わせてプランの方1枚めくって12ページ目ですけれども、地球温暖化対策推進計画の概要を付け加えました。

これに伴い、次の13ページ目、グラフを入れ替えまして、県内の温室効果ガスの排出状況のグラフを記載しております。

次に14ページ目をお開きください。吸収源対策の推進の下側の方ですけれども。このところで、施策の展開方法①に、最近取組が広まってきているブルーカーボンこのワードを追加したほか、②として、この部分は中堀委員からの意見を踏まえまして、住宅や公共建築物への県産材の利用促進という取組を追加しています。

なお、これを含めて中堀委員からは施策1に対して、これは資料1-6の方ですけれども、意見No.14から17にかけてかなり具体的な取組についてたくさんのご意見をいただきました。

例えばNo.14のところでは、家庭における省エネ行動として、湯沸かしにおけるエコキュートの推進、No.15ではZEH・ZEBの推進にあたって、より断熱性などの高い基準を目指すべきなどのご意見をいただいております。

今回の本プランでは、施策の展開方向としては、その方向性を示すこととしておりますので、ご意見をいただいた具体的な取組の部分については、それぞれ施策の検討段階の際に参考とさせていただくようにしたいと思います。

次に15ページ目をお開きください。プランの15ページです。施策の4「気候変動への適応部分」に関しては、事務局の整理として、「現状と課題」のところに、最後の黒丸、県の適応方針に関する記述を追加したほか、右側の「施策の展開方法」④として、「気候変動適応法の改正にともなう熱中症特別警戒情報等に係る伝達体制の整備」という取組を追加したところです。

なお、この追加した項目ですけれども、この特別警戒情報等というものは、暑さ指数が定められた基準に達した場合に、国から県に対して特別警戒情報が通知されて、県が市町村に通知、市町村から住民へ周知するというものになっています。

続きましてプランの16ページをお開きください。ここからは政策II「資源効率の高い循環型社会の実現」に関してです。施策の「限りある資源を有効活用する3R+の推進」について、「現状と課題」の最後の黒丸を追加しました。温暖化対策部分と同様に鈴木委員の意

見を踏まえ、県の循環型社会形成推進計画に関して追記しまして、「プラスチック資源循環の推進」「食品ロス削減対策の推進」「行政・民間事業者等各主体の連携強化」に重点的に取り組むこととしている旨記載をしました。

また右側「施策の展開方向」⑥のところに、「資源循環の促進」という部分を追加しました。この部分については中堀委員からの意見を踏まえた修正です。

意見No.20のところで、これは1-6の9ページ目になりますけれども、「生ごみも肥料となるので、生ごみの利活用ということも記載してはどうか」というご意見をいただきました。これに関して、生ごみを含めて様々な廃棄物の循環資源としての活用が重要であるため、生ごみと特定しない形で資源循環の促進という書き方で記載をしたところです。

次に17ページ目をご覧ください。グラフを変更しております。この部分については、梅田委員から意見No.22のとおり、「総排出量が減少しているとあるが、その傾向が分かりにくい」という意見がありましたので、より見やすいグラフに修正をしております。

また同じく梅田委員から「本県が絶対量としてどの程度ごみを出して排出しているが容易に理解できるよう、全国順位を併記しても良いかもしれません」という意見をいただきましたが、この全国順位については人口や産業構造の違いもあり、一概に比較できないため、ここは記載しないということで整理をさせていただきました。

次にプランの20ページをお開きください。政策のⅢ「安全安心な生活環境の保全」のところですか。この部分については修正はありませんが、鎌田委員から土壤汚染に関する意見が出ていましたので、ご説明いたします。

意見No.23、1-6の11ページになりますけれども、意見として「土壤汚染を身近な生活環境に含めてよいものか。人への影響だけでなく自然環境への影響も考慮する必要がある。政策Ⅳに土壤についての項目を入れてはどうか」というご意見をいただきました。これに関しては右側の回答のとおり、土壤汚染は大気汚染・水質汚濁とともに典型7公害に位置付けられており、この7公害については政策Ⅲにまとめるということで整理をさせていただいていることから、素案のままとしたいと思います。

次にプランの25ページをお開きください。政策Ⅴ「あおもりの環境を守り育てる人材の育成及び各主体との連携・協働の推進」です。先ほど言いましたとおり、連携・協働というところを政策面に加えております。また施策2の「施策の展開方法」④を追加しています。連携・協働の推進という部分の施策を明確に示すために、もったいない青森県民運動の推進に係る施策をここに追加しております。

合わせて次のページ26ページに県民運動についてのコラムを追加しました。

次に28ページ「プランの推進」、第6章の部分をご覧ください。1の「各主体の役割」については修正をしておりますけれども、この役割について鈴木拓也委員の方から、意見No.6、2ページになりますけれども、「各主体の役割分担について記述できないか」との意見をいただいております。

現行計画では、施策単位で各主体に求められる役割を記載していますので、そうした記載

ができないかとの趣旨かと思いますが、今回の新たなプランでは現行の事業レベルの取組を記載した計画から、政策の方向性を示すものとして位置付けを見直して、各主体の詳細な役割分担については、具体的な取組の検討時や個別計画において整理していくこととしています。従って各主体の役割についてはこの第6章のところで総括的に記載をしたところ です。

次にプランの29ページ目をご覧ください。「進行管理」については、事務局の整理により、一部文章を修正しましたがけれども、基本的には内容の方は素案どおり変更なしとなっています。

また鈴木委員から、意見No.25、12ページになりますが、「この進行管理に関して第5次計画の体制に戻すことになるのか」との意見がありました。これに関しては記載のとおり、県の基本計画の政策点検を活用し、関係課において施策の取組状況の点検を行い、取組結果については総合計画審議会環境部会から取組状況の評価を受けたいと考えています。なお点検評価にあたっては、本プランの進行管理指標を用いるなどして、政策・施策の進行状況を把握していきます。これらの点検評価結果を踏まえ環境審議会に報告し、ご意見をいただき、次年度以降の施策へ反映させていきたいと考えています。

このように、現行計画の取組状況の点検評価の考え方を活かしながら、進行管理方法を見直すこととしたものです。

次にプランの30ページをご覧ください。「進行管理指標」については、鈴木委員から意見No.26のとおり、「指標として現状値を示している理由、個別計画で掲げている代表的な目標値を用いることができるのではないか」という意見をいただきました。

目標値を示さず現状値のみを示した指標としたのは、例えば温暖化対策計画のような個別計画において目標値を設定し、その中で各種政策を推進していることから、本プランでは個別の目標設定をしない進行管理指標として見直しを行ったためです。なお意見を踏まえて、個別計画において目標設定されている指標については、表に追加をしたところです。

プランの32ページをお開きください。政策Vの指標のうち、環境出前講座の参加割合の指標を削除しました。これはパブリックコメントの意見の1つに、出前講座の参加割合、素案段階では3.9%指標を示していましたけれども、この現状値が低いという意見がありました。この出前講座については、今後も現状レベルで継続をしていくという方針であることから、事務局において進行管理指標としては適当でないとして整理したところです。

以上がプラン本体に係る主な修正内容でした。

この他、別冊の1環境配慮指針については、鈴木委員と中堀委員から意見No.27・28のとおり意見がありました。回答のとおり修正をしたところです。

資料1-2、1-6による説明は以上です。

この他、説明は省略しますが、資料の1-7がパブリックコメントで寄せられた意見で、合計4名の方から23件の内容をいただいております。それに対する県の考え方の資料となります。具体的な取組に関する意見がありましたけれども、それらについては事業の

実施段階で参考にさせていただくこととしたいと思います。

最後になりますけれども、改めて委員の皆様にはプランに対するご意見、たくさんいただきましてありがとうございます。おかげ様で内容の充実が図られたと考えております。いただいたご意見のなかで、今回の修正において直接記載しなかった様々な具体的取組につきましても、施策の展開方向に合致しているものだと考えており、今後の事業を展開していくなかで参考にさせていただきたいと思います。またプラン策定後においては、進行管理の段階で取組の進捗状況等を審議会に報告し、意見を伺い、次の施策の展開に活かして、基本目標である自然との共生、脱炭素循環による持続可能な地域社会の形成につなげていきたいと思っています。

プランに関する説明は以上となります。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。主には意見をいただいたことに対して、総論的に反映できるものは反映をする、そして具体的な指摘に関しては事業を進めていく段階で参考にするということで、一応、私が伺った範囲ではコメント等に対しては基本的にプラスの回答かなと思っています。

委員の皆様、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

中堀委員。

(中堀委員)

ありがとうございます。大変多くの前向きな修正いただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

今回の内容で特に問題なくて、進めていただければと思うんですが。私の方からちょっと上げさせていただいた、資料1-6のNo.19の教育資材のリユースについて、少しだけ情報提供というか、発言させていただければと思います。

見本を持ってきたので、そちらもちょっとカメラに写しながらご説明させていただければと思います。よろしいでしょうか。

教育資材、いろいろ学校で保護者などが購入しているという現状があると思うんですが、私の子どもも小学校4年生なんですが、いろいろ理科の教材を貰ってくるんですが、やっぱり1回しか使わなかったり、数回で終わるといようなものが結構ありました。これも実験装置なんですが、磁石のものも磁石しか結局使わなかったとか、あと算数セットですね、これに関してはもしかしたら学校支給かもしれないんですが、保護者の方が1個ずつ名前を書いて貼るとい作業も発生しておりまして、負担にもなっているかと思っています。

こちらの方、学校側がリユース、何回も使うという形にできれば、保護者の負担が減りますし、作業も減るといことで、しかも環境にいいといことがありますので、高校等では

ちょっと分からないんですが、教材のリユースという点でもう一度ご意見させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(川本会長)

ありがとうございます。

今のコメントに関して何かありませんか。

(事務局)

中堀委員からのご意見については、リユースについては市町村向けの会議ですとか、研修会においていろいろと働きかけていきたいと思います。

(川本会長)

ありがとうございます。

他の皆様、ご意見、コメントでございますでしょうか。オンライン参加の皆さん、特にコメントをたくさん出していただきました鈴木委員、何かありましたらお願いします。

(鈴木拓也委員)

八戸工業大学の鈴木と申します。

今回、たくさん質問をしてしまいまして、事務局の皆さんにちょっとご迷惑をおかけしてしまったかもしれませんが、適宜修正いただき、ありがとうございます。

基本的に修正の内容でいいと思います。それで、これから、来年度からこの基本計画に基づいて政策が走っていくわけですが、やっぱり県民の皆さん、事業者の皆さん、あと市町村の担当者の皆さん、そういう方に伝える工夫の仕方というのは大切になってくると思います。

特に最近いろいろ市町村の方ともお話する機会があって、やっぱりこの環境基本計画とか、個別計画、皆さん担当者の方ももちろん確認しています。そこで伝わりやすい表現にさせていただくと、市町村担当者の方もやってみようかなと、そういう前向きな取組につながっていくと思うんですね。

ですから、この基本計画だけじゃなくて、これからの施策展開を進めていく中での伝え方、その部分についてもこれからご検討いただければと思います。

後は、この資料の1-2で言うと8ページになります。第3章に、2040年のめざす姿というのがあります。ここでSDGs以外にも地域循環共生圏…[聞き取れず]。

(川本会長)

すいません、肝心なところが聞こえないので、つなぎ直しをすることで、そのままお待ちください。

お待たせいたしました。鈴木委員、先ほどのところで言いますと、県から伝え方を工夫していきましようというお話をいただいた後、資料1-2についてといったあたりからお願いいたします。

(鈴木拓也委員)

来年度から、この環境創造プランというのが政策として走っていくんですけども。まず県民の皆さん、事業者の皆さん、市町村担当者の皆さんに、やはり分かりやすい形で伝えていただきたいというのがまず一つあります。

例えばごみの減量の話になりますけれども、追加しますけれども、例えばあと何g減らさなければいけないと、そういう目標があります。それに対して直感的に分かるような伝え方というのを、できれば努力をしていただければと思います。

例えば、1日あたり、りんご1つ分減らしましょうとか、卵1つ分減らしましょうとか、県民の皆さんが理解しやすいような形で伝える工夫をしていただければと思います。

次に資料1-2の8ページになります。ここでは第3章、2040年のめざす姿としてSDGs以外にも地域循環共生圏の考え方、これを盛り込んでいただきました。そこで地域循環共生圏というのは、これは地域版のSDGsと呼ばれているものです。それでSDGsに関して一つ注意しなければいけないのが、トレードオフの問題というのがあります。SDGsには全部で17の目標があるんですけども、例えば再生可能エネルギー、この導入を促進したいという目標があります。ただ、その目標を達成するために頑張ろうとすると、例えば自然環境を破壊してしまったり、あるいは景観を壊してしまったりとか、他の目標に悪影響があることがあるんですね。ですから、どこかで落としどころを見つけなければいけないんですけども、なるべくこのSDGsの考え方に沿うという意味は、やはり複数の目標を同時に達成できるように、いろいろ調整をしながら政策を進めていくと、そういう考え方がやっぱり大切になってきます。

そこで、やはり総合計画というところですから、総合的あるいは分野横断的に取組を行って、課題解決のために、目標の達成のために施策を展開していただければと思います。そこら辺、注意してこれから施策の展開をお願いいたします。

あとは、11ページ。ここではカーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現ということで、去年のこの審議会でお願いをしていました住宅とか建築物、この断熱、リフォーム、ここら辺が取組として盛り込まれたということにまず感謝を申し上げたいと思います。

いろいろ諸条件が変わって、取り組む機運が高まったためと思いますけれども、是非この政策をこれからどんどん進めていただければと思います。

あともう1つ、30ページになります。ここの第6章のプランの推進、こちらですけども、この現状値というのをどう見るかなんですね。ここに、基本計画の中に現状値というのを示すことにどれだけ意味があるのかというのが、ちょっと未だに分からなくて。やっぱり

目標値があるものは目標値を示せばいいわけですね。

あともう1つ、さっき説明の中でちょっと気づいたのは、例えば個別計画の範囲に入らないような取組があった場合には、この環境総合プランの中で目標値を設定してもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか？

(事務局)

個別計画に目標がない部分についてですけれども、今回は、この総合プランは取組の方向性を示すということで、個別にこの計画で新たな目標設定することは今、考えておりません。ただし進行管理は毎年やっていきますので、ここで示した各指標について数値が改善されているかどうかという部分をチェックしていきながら、よりよい施策につなげていくという形にしたいと思っています。

(鈴木拓也委員)

ありがとうございます。ではそのとおりにしていただければと思います。以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

それでは他の委員の方、何かご意見・コメント等ございますでしょうか。

中堀委員。

(中堀委員)

ありがとうございます。ちょっと今気づきまして。総合プラン、資料1-2の11ページですけれども、「現状と課題」1つ目の黒丸のところ。世界平均気温は、工業化以前と比べて1.09度上昇していますと記載がありました。多分、作成時点では間違いではなかったと思うんですけれども、直近の状況では、昨年高温が続きまして、1.46度ぐらいになったというような記事を確認しておりました。ちょっと難しいところではあるんですけれども、そこについてちょっとご意見いただければと思いました。

(事務局)

この部分については、数字を確認して、必要があれば修正をしたいと思います。

(川本会長)

ありがとうございます。

数字に関して出典の日時等がもし入れば、注釈付けていただければそれでいいかなと思います。

他にご意見等ございますでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

そうしますと、ご説明いただいた、今回提出していただいた案、これは前回のところからコメント等を受けて修正をしていただき、個別具体的な内容に関してはその進行管理といえますか施策の実行段階で反映をしていくということで、基本的にこれをお認めいただくという方向でよろしいでしょうか。

それでは特に意見がないということで、ここで質疑を諮問案件（１）に関して閉じさせていただきます。

それでは諮問案件（１）について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、当該諮問案件については原案を適当であると認め、答申いたします。

以上をもちまして諮問案件（１）の審議を終了いたします。

それでは諮問案件（２）「令和６年度公共用水域の水質測定に関する計画（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

環境保全課長の野澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当課からの翌年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画については、毎年度、この時期の環境審議会にお諮りしているものでございます。

案件の説明に入る前に法的な枠組みなどについて、簡単にご説明させていただきます。お手元の資料の水質用語解説の２ページから３ページをご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

水質用語解説の２ページです。よろしいでしょうか。環境分野では環境保全の基本理念や基本的な施策の総合的な枠組みを定める環境基本法という法律がございます。この環境基本法で環境基準というものを定めることが規定されております。この環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。このため十分に安全性を見込んだ水準で定められており、この基準を超えたことをもってただちに人の健康に悪影響を与えるものではありませんし、罰則の適用もございません。そして水質については水質汚濁に係る環境基準が定められています。

一方、環境基準とは別に水質に関しましては、水質汚濁対策の基本となる水質汚濁防止法で、規制基準として排水基準というものが定められております。これは公共用水域や地下水の水質汚濁を防止し、地域の環境基準を達成するために、一定の汚水や廃液を排出する施設を設置する、工場や事業場に対して適用される基準です。この排水基準に適合しない排水を排出したものに対しては、罰則の適用があります。

この水質汚濁防止法では、知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされており、また、知事は毎年公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものと規定されております。

このような法的な枠組みを踏まえまして、県では毎年度、公共用水域及び地下水の水質の

測定に関する計画を作成しており、国及び地方公共団体は測定計画に従って水質の測定を行うこととされており、なお、地方公共団体のうち中核市については、水質汚濁防止法に基づきその事務の一部を処理することになっていきますので、国土交通省・県・青森市及び八戸市の各機関がこの計画に基づいて水質の測定を実施し、県内の水質の状況を常時監視しているところでございます。

それでは諮問案件でございます「令和6年度の公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」の内容については担当グループマネージャーからご説明しますので、よろしくお願いたします。

#### （事務局）

環境保全課水・大気環境グループマネージャーの野澤と申します。

それでは諮問案件の2番目、「令和6年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」についてご説明いたします。

本日、諮問いたしますのはお手元の資料2-2の計画（案）になりますが、その前に資料2-1によりまして、昨年度、令和4年度における公共用水域の水質測定結果の概要についてご説明させていただきます。資料2-1の1ページ目をご覧ください。

はじめに公共用水域について簡単にご説明させていただきますと、公共用水域とは水質汚濁防止法で河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝きよ、灌漑用水、その他公共の用に供される水路と定義されており、公共用水域の水質測定では河川、湖沼、海域の水域を測定しています。なお湖沼については、貯水量1,000万m<sup>3</sup>以上の人工湖も含まれるため、浅瀬石川ダム貯水池などのダムも湖沼として測定をしております。

それでは、まず1の県内の公共用水域の概況ですが、令和4年度の結果は総体的に見て概ね良好な状態にあり、近年はほぼ横ばいで推移しております。

次に2の人の健康の保護に関する環境基準の達成状況ですが、46河川、7湖沼、3海域の計104地点で測定を行った結果、むつ市の田名部川でほう素、同じくむつ市の正津川で砒素、そして津軽ダム貯水池で鉛が環境基準非達成となりましたが、それ以外の地点では環境基準を達成しております。なお、非達成の要因としては、ほう素については感潮域であるため海水の流入によるもの、砒素については温泉の湧出によるもの、鉛については令和4年8月の大雨によりダム湖に流入した濁水中の土粒子によるものと考えております。

次に3の生活環境の保全に関する環境基準の達成状況ですが、63河川、9湖沼、8海域で測定を行った結果、有機性汚濁の代表的な指標であるBOD又はCODで見ますと、環境基準の類型指定をしている89水域のうち81水域で環境基準を達成しました。

2ページ目をご覧ください。表1は環境基準の達成状況をお示ししたものです。一番下の合計欄で、令和4年度の達成率は91%となっています。また表2には令和4年度の環境基準非達成の水域を示しています。河川が1水域、湖沼が5水域、海域が2水域で環境基準非

達成でした。

3 ページ目をご覧ください。次に(2)の全窒素、全燐の環境基準達成状況についてです。全窒素及び全燐の2項目について測定を行った結果、環境基準の類型指定をしている2水域、いずれも環境基準を達成しました。

次に(3)の水生生物の保全に関する環境基準の達成状況についてです。全亜鉛等3項目について測定を行いました。環境基準の類型指定をしている46水域のうち、湖沼1水域で全亜鉛が環境基準を非達成で、達成率は97.8%でした。

4 ページ目をご覧ください。図1から4に環境基準の達成率の経年変化を折れ線グラフでお示ししています。近年はほぼ横ばいとなっております。

以上が令和4年度の公共用水域の水質の状況についてになりますが、これを踏まえまして諮問案件である資料2-2「令和6年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」を策定いたしました。そのポイントとなる部分については、別紙2-2の参考資料という1枚物がございます。そちらに記載しております。別紙の資料2-2の参考資料をご覧ください。

まず1の測定計画の作成については、環境省が示した処理基準に基づいてこれまでの水質測定結果や利水状況等を勘案するとともに、国土交通省・青森市・八戸市から提出された計画案を踏まえて県が取りまとめを行いました。

2の測定水域については、令和6年度は令和5年度と同様に63河川、9湖沼、8海域の80水域、196地点での測定を予定しております。

3番目の主な変更点については、十和田湖における環境基準点の「5 中央」地点において、年度ごとに秋田県と交互に実施することとしている「ノニルフェノール」及び「LAS」について、令和6年度は青森県が実施することから測定に追加しています。

次に、健康項目のうち「農薬」及び「その他有機塩素化合物」につきましても、県及び八戸市はA群・B群に分けましてローテーションにより隔年で測定をしております。令和6年度はA群の項目を対象といたします。

最後に、要監視項目については、県・青森市・八戸市では毎年度ローリングにより2項目を選定し測定しております。令和6年度は「イソキサチオン」「クロロタロニル」を選定しております。また「PFOS及びPFOA」については、有機フッ素化合物流出事案等を踏まえて引き続き測定することとしております。

「全マンガン」については、津軽ダム貯水池で引き続き測定いたします。

諮問案件2に関する説明については以上でございます。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきましてご質問・ご意見等ございますでしょうか。オンラインの皆さん、いかがでしょうか。

津軽ダムに関しては、昨年度の大雨ということでしたけれども、これ、もしかすると少し

安定するのに何年かかかるというような認識なんでしょうか。興味からの質問です。もし分かりましたら。

(岩木川ダム統合管理事務所)

皆様、ご苦労様です。岩木川ダム統合管理事務所 調査課の雫石と申します。

津軽ダムでは令和4年8月の大雨により濁水が長期化となりましたが、翌年の2月中旬には濁度が基準値25度を下回り濁水が緩和され、現在は濁度が基準値の25度を下回っている傾向にあります。

以上です。

(川本会長)

特に計画に対してどうこうという質問ではありませんでしたので。ありがとうございます。

他、何かご質問あるいはコメント等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にご意見等ないようですので、諮問案件(2)について質疑を終わらせていただきます。

それでは諮問案件(2)について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、当該諮問案件につきましては、原案が適当であると認め、答申します。

以上をもちまして諮問案件(2)の審議を終了します。

それでは諮問案件(3)「令和6年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは諮問案件の3番目、「令和6年度の地下水の水質の測定に関する計画(案)」についてご説明いたします。

まず資料の訂正がございます。資料3-1、資料3-2について誤りがございましたので、お手数ですが本日お配りした正誤表をご確認くださいようお願いいたします。

それでは本日諮問いたしますのはお手元の資料3-2の計画(案)になりますが、その前に資料3-1によりまして今年度の地下水の水質測定結果の概要についてご説明させていただきます。資料3-1、1ページ目をご覧ください。

1の地下水の水質監視ですが、地下水の水質測定に係る環境基準項目につきましては、平成元年度から県内全域の井戸を対象に継続的に監視をしているところです。

2の令和5年度までの調査結果、実施状況ですが、表1にお示ししているとおり、県内全市町村を対象に概況調査を行っており、過去5年間では延べ780本の井戸について実施しています。概況調査において環境基準項目が検出された井戸について、次に汚染井戸周辺

地区調査により汚染範囲を確定した後、のちに定点を設けまして、経年変化を把握するための継続監視調査を実施しております。

3の令和5年度の調査結果の速報値になりますが、(1)の概況調査につきましては19本の井戸について調査を実施したところ、砒素が7本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が12本、ふっ素が8本、ほう素が8本の井戸から検出されております。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は、砒素が1本でした。

次に2ページ目をご覧ください。(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、33本の井戸について調査を実施いたしました。環境基準項目が検出された井戸は、砒素が18本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5本でした。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は、表3にお示ししているとおり、砒素がむつ市田名部地区の1本となっております。

(3)の継続監視調査ですが、64地区、102本の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は94本であり、うち44本の井戸で環境基準値を超過しております。このうち下の1)の八戸市城下地区では、クロロエチレンと4項目が依然検出されておりますが、平成30年度から調査対象井戸を所有する事業者の廃業によりまして試料採取ができなくなったため、代替の井戸を選定して調査を行ったところ、昨年度に引き続き、いずれの項目も検出されておりました。

2)の八戸市大久保地区では四塩化炭素が検出され、昨年度に引き続き環境基準値を下回っていました。

3ページ目になりますが、3)から8)の地区では、砒素が昨年度に引き続き環境基準を超過していました。

次の4ページ目から5ページ目には、これらの経年変化をグラフでお示ししています。

以上が地下水の水質の状況の概要になります。

これらを踏まえて諮問案件である資料3-2「令和6年度地下水の水質測定に関する計画(案)」を作成いたしました。そのポイントとなる部分については、別紙の資料3-2の参考資料に記載しております。別紙の資料3-2の参考資料をご覧ください。

まず2の(1)の概況調査につきましては、県内を6地域に分けまして、各地域から地点を選定しております。令和6年度は3市8町1村の19地点で環境基準項目の全項目を測定することとしております。

2の(2)の汚染井戸周辺地区調査については、令和5年度の概況調査において検出されました砒素を対象としまして、2市3町の6地区、42地点で調査を行うこととしております。

2の(3)の継続監視調査ですが、10市13町2村の65地区、105地点で測定調査を行うこととしております。令和5年度の計画からの主な変更点については、青森市では継続監視調査地点をローリングしてありまして、令和6年度は新町地区など6地区、8地点を対象といたしました。

次に令和5年度の汚染井戸周辺地区調査の結果に基づきまして、鉛が検出された八戸市

根城地区など計9地点を追加し、これに青森市8地点を加えました計17地点を新たに継続監視調査の対象に追加しました。

また井戸の使用停止によりまして試料採取ができなかったむつ市関根地区の1地点については、調査を終了することとしております。

また3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことを確認された青森市本町地区などの計9地点については、調査を終了いたします。

諮問案件3に関する説明につきましては以上でございます。

(川本会長)

ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

オンラインの委員の皆さん、いかがでしょうか。

中堀委員、どうぞ。

(中堀委員)

ありがとうございます。せっかくなので教えていただきたいのですが、資料3-1の2ページ目の(3)の継続監視調査なんですけれども、環境基準項目が検出された井戸は94本で、うち44本の井戸で基準を超過していたということなんですけれども、こちら、井戸に関しては継続して普通に利用するという形を採っているのでしょうか。それとも使わないということになっているのでしょうか。

(事務局)

調査地点の井戸につきましては事業所だったり、一般個人の方の井戸について採水を協力していただいて分析しているところです。飲用等であれば関係部署から、飲まないように指導をしております。使用については生活用水等でも使われておりますけれども、結果についてはお知らせしています。

(中堀委員)

ありがとうございます。そうすると健康に影響がないような形で対応しているということですか。

(事務局)

はい、そのようになります。

(中堀委員)

ありがとうございます。あともう1点ですけれども、昨年やっぱり高温で、新潟とかであ

れば特にかなり湧水があったということなんですけれども。井戸に関して、青森県内ではそういう湧水のような状況はあったかどうか、もし分かれば教えていただければ助かります。

(事務局)

地下水の調査につきましては、地下水の水位までは測定等を実施しておりませんので、そのあたりは状況は把握してないというところでございます。

(中堀委員)

ありがとうございました。

(川本会長)

ありがとうございます。ほか、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

鮎川委員。

(鮎川委員)

八戸工業大学の鮎川です。八戸市城下地区のジクロロエタンが出ていた事業者の井戸については、代替の井戸を使用して調査を近年やっていたというお話でしたけれども、その井戸というのはどのくらい離れたところで実施されていたのでしょうか。

(事務局)

八戸市からご回答をいただきたいと思います。

(八戸市)

八戸市環境保全課でございます。大体ですけれども、100mぐらい離れた地点でございます。

(鮎川委員)

地下水の流れとかは把握できている場所なののでしょうか。

(八戸市)

流れについては、実質把握はできないんですけれども、海側に沿ったところというところで、近いところを探しておりました。

(鮎川委員)

はい、分かりました。実際にはジクロロエタンが出ていた井戸はもう閉じられていて、誰も使っていないということよろしいですか。

(八戸市)

そうです、事業者の方がもう閉鎖してしましまして、その井戸はもう使っておりません。

(鮎川委員)

はい。ただ、いろいろ考えてみると、その井戸周辺の地下水が汚染していて、それが他の向きに流れている可能性というのはあると思います。概ね9割を超えないということが確認されたというのは、井戸を替えて調査をしたから9割を超えていないという可能性もあると思います。今回は、事業者が廃業をして調査ができないので調査を終えるというような意味合いと捉えて間違いないでしょうか。

(八戸市)

一旦、これで終了するんですけども、また数年後には取り合えず近いところを調査したいと思っております。

(鮎川委員)

その際には、今回出ていた場所以外にも調査をして、周辺にしみ出していないというのを確認するような作業も必要かと思うので、ご検討いただければと思います。

(八戸市)

はい、参考にさせていただきます。

(川本会長)

ありがとうございます。ほか、ご意見ございますでしょうか。よろしいですかね。最後のところは今後の井戸の選定に関してご参考にしていただければということでもよろしいかと思えます。

それでは他にご意見等ないようですので、この諮問案件(3)について質疑を終わらせていただきます。

それでは諮問案件(3)について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、当該諮問案件については原案が適当であると認め、答申いたします。

以上をもちまして諮問案件(3)の審議を終了いたします。

本日の諮問案件3件につきまして、いずれも原案が適当であることを認めまして、答申をすることといたします。なお、答申書の作成、交付については私に一任いただくということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上をもちまして諮問案件の審議を終了いたします。

続きまして4番、報告案件「青森・岩手県不法投棄事案」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境保全課の小笠原と申します。私からは青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策の状況についてご説明させていただきます。資料は4になります。4-1をご準備ください。

はじめに、1のこれまでの取組についてです。県境不法投棄現場の原状回復にあたり、県では平成15年7月に地元住民や学識経験者などで構成する「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を設置して、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本とする原状回復方針を決定した上で、特定支障除去等事業実施計画書を策定し、事業を行ってまいりました。

これまで現場を取り囲む遮水壁の設置、浸出水処理施設の整備などの汚染拡散防止対策を講じた上で、平成25年12月までに廃棄物などの全量撤去を完了し、さらには現場内地下水の浄化対策など、協議会の意見を聴きながら取組を行っております。

地下水浄化対策は産廃特措法が失効する令和4年度中に終了する予定でしたが、一部に浄化が遅れている場所があり、この後説明をいたしますが、2の(2)の浄化終了要件を満たしていなかったことから、令和5年度も浄化対策を継続しております。

現場内では、平成26年から27年度にかけて、企業の協賛や県民の参加により約3万本の植樹を行い、現在は緑豊かな自然環境が戻りつつあります。

資料4-2に植樹した樹木の生育状況として空中写真の比較の資料を添付しております。

次に2の地下水浄化対策についてです。(1)ですが、廃棄物などの全量撤去完了後も現場内に残る汚染地下水に対応するため、現場地下水浄化計画を策定しております。この計画では、環境基準値と比較して超過の度合いが最も大きい1,4-ジオキサンの濃度を環境基準値以下とすることを目標に浄化対策を行うこととしています。

現在行っている浄化対策の状況について、4-3をご覧ください。4-3は浄化対策のイメージ図ということで、上の囲みの中にありますが、現在行っている対策は注水・揚水による浄化で、これは清浄な水を注水しながら汚染地下水を汲み上げることで汚染のない地下水に置き換える浄化手法です。

その下に模式図を示しております。まず清浄な水を注水するために、1号雨水貯留池というところに水を溜め、そこから現場内に配置した注水井戸に水を注入いたします。それと同時に、その右側ですが、集水井戸と揚水井戸から地下水を汲み上げます。現場内の地下水は、この模式図の下の方にありますが、第一帯水層と第二帯水層というところがありまして、そこから汲み上げるようになっております。その後、現場内から集めた地下水につきましては、浸出水貯留池というところを集めて、水質を確認の上、事業地の外に放流しております。

資料4-1の1ページにお戻りください。

(2)の「現場内地下水の1,4-ジオキサンの浄化終了要件」についてです。現場内地下水の浄化終了要件については、令和2年の協議会において以下のとおり了承されております。

囲みの中の①が1つ目ですが、注水・揚水による浄化の終了につきましては、1,4-ジオキサンの濃度分布等により分けられた4つのエリアそれぞれについて、エリア平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ、流末部の年平均値が環境基準値を下回った場合には注水・揚水による浄化を終了するとされています。

もう1つは、③です、浄化終了についてですが、全ての観測地点の測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断するとされています。

次に2ページをご覧ください。(3)「令和5年度の環境モニタリング調査結果」についてです。周辺河川、湧水等及び周辺地下水では環境基準値の超過はございませんでした。遮水壁内地下水では一部の地点において、1,4-ジオキサンの環境基準値超過がありました。

先ほどご説明した浄化終了要件の達成についてですが、まず①、令和4年12月のモニタリングにおいて、4エリアのうち3エリアで1,4-ジオキサンの平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、要件①を達成したことから、当該エリア内で1年間継続して環境基準値を下回った観測地点18地点については浄化終了と判断し、令和5年3月でモニタリングを終了しています。

②ですが、令和5年度のモニタリングでは、さらに2地点で1年間継続して環境基準値を下回ったことから、浄化終了と判断し、モニタリングを終了いたしました。4エリアで35地点ございますが、そのうち20地点が浄化終了となっております。

残る1つの第二帯水層高濃度エリアの1,4-ジオキサン濃度も低下傾向にございます。資料4-5をご覧ください。右側の下に赤い枠で囲ったのが高濃度エリアの場所になります。令和4年12月では平均値が0.36だったところ、令和5年12月は0.18に低下している状況です。浄化は着実に進んでいると考えております。

最後ですが、今後の対応についてです。地下水浄化につきましては、現在実施している浄化対策を継続し、早期に浄化が終了するよう、引き続き全力を挙げて取り組みます。

また、植栽地の管理のほか、現場の原状回復状況等を県民に情報提供するため、ウェブアーカイブの更新や現場見学の対応等、情報発信も継続してまいります。

説明は以上になります。

(川本会長)

ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。オンラインの皆さん、いかがでしょうか。

それでは特にご意見がないということのようですが、それでは特にご意見等はないということですので、質疑を終わらせていただきます。

最後に、諮問案件も含めまして全体を通じてご質問等がありますでしょうか。

中堀委員、お願いします。

(中堀委員)

ありがとうございます。以前の審議会で質問させていただいたことなどについての更なる回答ということで、参考資料として今回いただいております、ありがとうございます。

その中で私が質問をさせていただいた資料1 参考資料のNo.1 についてお願いがあるので、少し説明のお時間をいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

この意見の内容なんですが、省エネ性能表示制度と再エネ説明義務ということになりまして、こちら、国交省で作られた法律で建築物省エネ法が改正されまして、今年の4月から再エネの説明義務というものを建築士の方に、新築の住宅を建てる方に説明することを義務化することが、市町村ができるという制度でございます。

こちらを是非県の方で後押しをしていただきたいと考えていまして、その根拠もありまして、こちら国交省で出している建築士が説明する建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度のガイドラインというものがございまして、こちらの方に、私の方で読ませていただきますが、25ページに、促進計画の作成主体について地方公共団体の連携・協力などという項目があります。これは都道府県が事務の委託を市町村から受けることができますよということの説明になります。

なので、なかなか全ての市町村でその事務を、特に小さい市町村であれば難しいということもあるので、県の方が事務の委託を受けて実施していいですよということになっております。これは、実際に東京都の方が動いて、市町村に働きかけをして、市町村から依頼を受けたという形にして、都全体で進める方針だと聞いております。

是非、今、勝負の10年と言われているところでございますし、今できることをやるということですので、建築士さんが太陽光についての説明をしっかりとすることを、これは建てる方が義務的につけるものではなくて、説明をするということだけですので、是非前向きに進めてほしいと考えております。

こちらの方、一応参考資料では回答をいただいておりますが、是非県の方で主体となってというか利用促進を促して、事務委託を引き受けるよという形で進めていただけないかというお願いでございます。

少しご意見をいただければありがたいです。

(川本会長)

コメントをお願いしますでしょうか。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。担当課の建築住宅課とご意見を共有しておきます。

(中堀委員)

是非進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(川本会長)

ありがとうございます。今の件は、参考資料として出ていた「環境総合プラン素案以外に関する質問」ということで、お話の内容としましては、実際の施策の中の具体的な項目ということになるかと思しますので、先ほど、答申自身は原案をここではお認めいただいて、具休案については実施の段階で考慮いただくということで承認いただいていたという形かと思ひます。

それでは、他に何か、全体に関してコメント等ございますでしょうか。田中委員、お願いひします。

(田中正子委員)

まずは遅参してまいりました。大変申し訳ございませんでした。

この地下水の件なんですけれども、単純に、今時、井戸の水を使っているところが何か所もあるんだというのがまず驚きでした。実際に生活用水としてご利用なさって生活しているんだらうかと、ちょっと思いながら伺っていました。

概ね3年から5年の間に実施しているということなんです、井戸というのは段々少なくなってきたらうのでしょうか。それとも昨今の被災地とかを見ると、水道が止まったりすることを考えれば、井戸があることが何かの時にはいいのかなと思ったりひしますけれども、井戸というのは、このまま使っているところはずっと使い続ける形で利用していらっひするらうのでしょうか。その辺、教えていただけますか。

(川本会長)

お願いひします。

(事務局)

地下水につきましては、いろんな地区がござひまして、飲用井戸とか、飲用でなくても生活用水に使っているらうな場合もござひます。あるいは水道が来ている、その井戸も併用しながら使っていたりする場合も、様々状況がござひます。

(事務局)

すひません、ちょっと補足させていただきますと、この中で説明がありましたらうに、使用を廃止して止めていくという井戸もあれば、新しく、例えば融雪とかで井戸を掘られる方もいるらうですらうね。今現在、飲用井戸なり生活用水井戸も含めて、どこにどれだけあるかというのは我々の方でも実際、把握できていない状況ならうですらうね。

ですらうので、毎年井戸が減っているらう状況にあるのかということについては、正直、お

答えできない状況です。

(田中正子委員)

ありがとうございました。

(川本会長)

ありがとうございます。

他にご意見等、ご質問等ございますでしょうか。関下委員。

(関下委員)

総合プランの方でライフサイクルという用語が繰り返し使われていて、この考え方で現状はいいんだと思うんですけども、おそらく、もうすぐにでもこれはライフサイクルアセスメントという言葉がくっついてくるのかなと思います。今は製造と、消費して廃棄のちょっと手前のところまで、消費者の段階だけでライフサイクルを見ているんですけども、その原材料ですね、鉱山でレアアースをとってからとか、そこからも含めての炭素の量というふうに、もっと広い範囲でアセスメントするように、今、変わりつつあります。

だから、そういう考え方が導入されてくると、多分、ここに書かれているもののいくつかは、それはダメだよねというふうになると思います。今はそれでやろう、炭素を減らすためにいい方法だと思っているんですけども、ライフサイクルアセスメントの考え方まで広げていくと、実は逆に二酸化炭素が増えているよという事例が出てくると思いますので、実行段階というか、そういうところに落とし込むときに、絶えず基準や考え方を見直すアンテナを張っていただいて、実行段階でそこはチェックしていただければと思います。

ということで、この二酸化炭素に関する、地球温暖化に関する考え方というのは非常に新しいものですから、技術や考え方がどんどん変わっていきますので、こういうふうにせっかく作ったものなんですけれども、皆さん、大変でしょうけれども、情報を更新しながら対応していただければと思います。

(川本会長)

ありがとうございます。何かコメントがございましたら、事務局の方から。

(事務局)

ご意見のとおり、このプランに書かれている内容も随時情報収集しながら更新をしていく、点検評価しながら、また毎年毎年更新していくことになりまして、プランに今書かれていない技術、新しい技術もどんどん出てくると思いますので、そういったことも含めて随時施策の見直しを図って進めてまいりたいと思います。

(川本会長)

ありがとうございます。資料の1-2、プランの方の29ページですね。いわゆる単純にPDCAで回すのではなくてOODAループというのを考え方として活用するんだと、新しく情報が入ってきた、環境が変わったということがあればそれに対応していくんだということが含まれておりますので、そのとおり進めていただければと思います。

他、コメント等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは他にご意見等ないということで、質疑を終わらせていただきます。本日の議事案件につきましては、全て終了といたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

事務局へお返しいたします。

(司会)

川本会長、委員の皆様、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして環境生活部長の館からご挨拶申し上げます。

(館部長)

改めまして、川本会長はじめ委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。

お蔭様をもちまして、諮問案件3件について原案をご承認いただきました。感謝申し上げます。

そして本日も沢山のご意見をいただきました。いただいたご意見は、今後、施策を推進するために活用させていただきますので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶あせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第44回青森県環境審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。